

調達要求番号： 6PYS1CS0123

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	—	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物運搬及び処分役務 (石こうボード)		4 8	
		作 成	令和 8 年 7 月 2 2 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	駒門駐屯地業務隊管理科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊駒門駐屯地において実施する産業廃棄物運搬及び処分について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 種類

種類は、表 1 による。

表 1 種類

産業廃棄物の種類		性状・具体例等
産 業 廃 棄 物	汚泥	特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。
	廃油	
	廃酸	
	廃アルカリ	
	廃プラスチック類	
	繊維くず	
	ゴムくず	
	木くず	
	金属くず	
	ガラスくず	
	コンクリートくず	
	陶磁器くず	
	工作物の新築改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	
	水銀使用製品廃棄物	水銀電池，蛍光灯ランプ等水銀灯の使用表示がある製品

表 1－種類（続き）

産業廃棄物の種類		性状・具体例等
産業廃棄物	廃油	廃油のうち、揮発油類、灯油類、経由類
	廃酸	廃酸のうち、pH2.0以下のもの
	廃アルカリ	廃アルカリのうち、pH12.5以上のもの
	感染性産業廃棄物	病院、診療所などにおいて生じた感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物）であって汚泥、廃油、配プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくずなどであるもの。
特別管理産業廃棄物	特定 有害 産業 廃棄物	廃油のうち、トリクロロエチレンなど法に示す有害物質の基準を超えて含むもの。
	汚泥・廃酸・廃アルカリ	汚泥、廃酸、廃アルカリのうち、水銀・カドミウム・鉛又はそれらの化合物若しくは六価クロム化合物・シアン・トリクロロチレン等の基準値を超えて含むもの。
	廃ポリビニフェル等	廃ポリ塩化ビニフェル及びポリ塩化ビニフェルを含む廃油
	ポリ塩化ビニフェル汚染物	産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビニフェルが塗布、付着、染み込み又は封入されたもの。
注記 細部については調達要領指定書によって指示するものとする。		

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

対象産業廃棄物、数量、場所、期間、実施日などの一般的要求事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 処理の区分

処理の区分は、“運搬及び処分”とする。

2.3 処理基準

契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、法という。）及び関係法令を遵守し、適正に処理する責任を負うものとする。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、契約の相手方は本役務終了後、検査官に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、管理票（B2, D, E票）とし、産業廃棄物の各段階ごとの処理終了後、速やかに契約担当官等へ提出するものとする。

4.2 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002Pの6.1による。

4.3 使用器材・機器・消耗品

役務に必要な器材、機器及び消耗品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.4 安全管理

契約の相手方は、安全管理に注意するとともに、必要な場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調 達 要 求 番 号	6PYS1CS0123
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年7月22日
	作 成 部 課	駒門駐屯地業務隊管理科
	作 成 年 月 日	令和8年7月22日
品 名	産業廃棄物運搬及び処分役務（石こうボード）	
仕 様 書 番 号	48	

指定事項：

2.1 一般的要求事項

2.1.1 対象産業廃棄物，数量，場所，期間，実施日等

対象産業廃棄物，数量，場所，期間，実施日等は，次による。

a) 対象産業廃棄物

対象産業廃棄物及び数量は，表1による。

表1－処分の種類及び予定数量

対象産業廃棄物	単位	予定数量	備 考
○ガラスくず ○コンクリートくず ○陶磁器くず ○工作物の新築改築又は除去に伴って 生じたコンクリートの破片その他これ に類する不要物	m ³	5.0	建築廃材(石こうボード)

b) 場所

処分品の引渡場所は，官側の指示による。

c) 期間

令和8年10月30日まで

d) 実施日

- 1) 原則，土日，祝日及び年末年始休暇を除く。
- 2) 回収を指定した日の0815から1630を基準とする。
- 3) その他調整があった場合は指示に従うこと。

2.1.2 その他の要求事項

契約の相手方は，8 m³コンテナ1台を官側の指定する場所に配置し，官側の指示により回収する。